

福岡県公報

令和二年七月十七日
第百二十号
増刊
①

目次

告示

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) ……………

告示

福岡県告示第六百十三号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

令和二年七月十七日

福岡県知事 小川 洋

苅田港(3)係留施設の表岸壁の項中

新松山5号岸壁	京都郡苅田町鳥越町	— 5.5	400	2,000	4	20
---------	-----------	-------	-----	-------	---	----

を

新松山5号A岸壁	京都郡苅田町鳥越町	— 5.5	100	2,000	1	15
新松山5号B岸壁	京都郡苅田町鳥越町	— 5.5	100	2,000	1	15
新松山5号C岸壁	京都郡苅田町鳥越町	— 5.5	100	2,000	1	15
新松山5号D岸壁	京都郡苅田町鳥越町	— 5.5	100	2,000	1	15

に

改める。